宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許 可 申 請 等 手 続 き 要 領

令和６年７月

吹田市都市計画部開発審査室

目次

１　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の概要について（P1-P7）
（１）　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要
（２）　宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況
（３）　許可を要する工事
（４）　許可を要しない工事
（５）　届出が必要となる工事
２　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の手続きフローについて（P8）
３　許可申請前の手続きについて（P8-P10）
（１）　事前協議申請について
（２）　土地所有者等の同意について
（３）　近隣住民への周知について
４　許可申請の手続について（審査書類、処理期間）（P11-P30）
（１）　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請
（２）　土石の堆積に関する工事の許可申請
５　届出が必要となる工事の手続きフローについて（P31-P33）
６　届出が必要となる工事の手続きについて（P33-P37）
（１）　区域指定の際に既に行われている工事の届出
（２）　擁壁の除却を行う工事の届出
（３）　公共施設用地を転用した場合の届出
７　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可後の留意事項について（P38-P40）
（１）　許可条件
（２）　標識の設置
８　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可後の手続きについて（P41-P54）
（１）　中間検査
（２）　中間報告
（３）　定期報告
（４）　完了検査等
（５）　変更手続等
９　監督処分等について（P54）
10　関係法令との関係について（P55）
（１）　建築基準法
（２）　都市計画法
（３）　その他の法律

１　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可等の概要について

（１） 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の概要

・法施行の背景

令和３年（2021 年）７月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、旧「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものとされました。

・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成等に関する工事について、災害防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

・用語の定義

用語	定義
法	宅地造成及び特定盛土等規制法
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
要領	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等手続き要領
事前協議	吹田市開発事業の手続等に関する条例（以下「条例」という。）に基づく事前協議承認申請
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
公共施設用地	道路、公園、河川及びその他公共の用に供する施設の用に供されている土地
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させる恐れが大きいもの（宅地造成を包含する）
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積の内、政令第4条で定めるもの
崖	地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く）
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア（市内全域区域指定）
特定盛土等規制区域	市街地や集落などからは離れているものの、地形等の条件から、宅地造成等の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア（市内区域指定なし）
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り抑止杭又はグラウンドアンカー及びその他の土留め

・法に対する本要領の位置づけ

本要領は、法に基づく許可等の手続きの方法等について必要な事項を定めるものです。

（２） 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

・従来の規制区域からの改正について

旧法においては、吹田市では昭和３８年４月１１日（告示）（施行） の指定により、吹田市域において、１，８９６㌶（市域の約 53%）を宅地造成工事規制区域に指定していました。

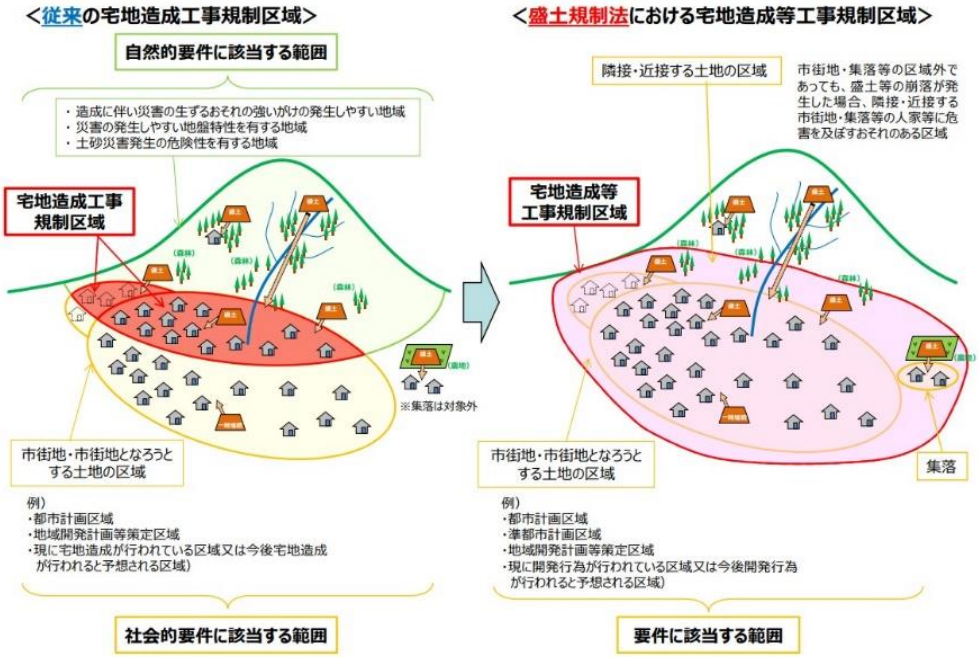

規制区域のイメージ図（国土交通省 HP「基礎調査実施要領（規制区域編）の解説」より引用）

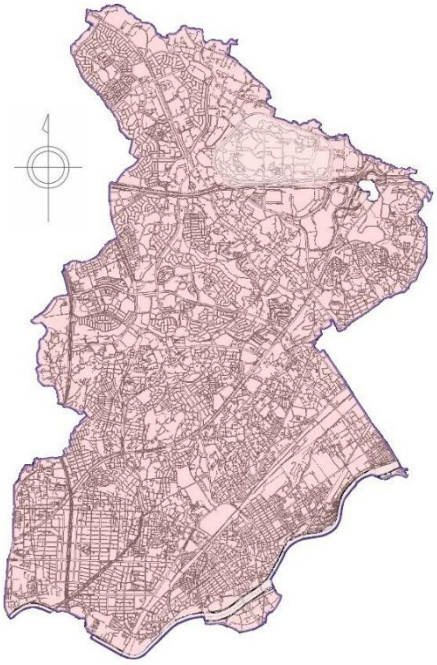

国が示す基本方針では、宅地造成等工事規制区域は、「市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定する」とされており、この方針に基づく基礎調査の結果、吹田市内は全域が都市計画区域かつ市街化区域であるため、**市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定**（令和６年７月１日）しています（左図参照）。

なお、市内全域を宅地造成等工事規制区域としているため、**特定盛土等規制区域の指定はありません。**

（３） 許可を要する工事

・許可対象となる規模

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の内、法の許可を要する工事の規模は次のとおりです。

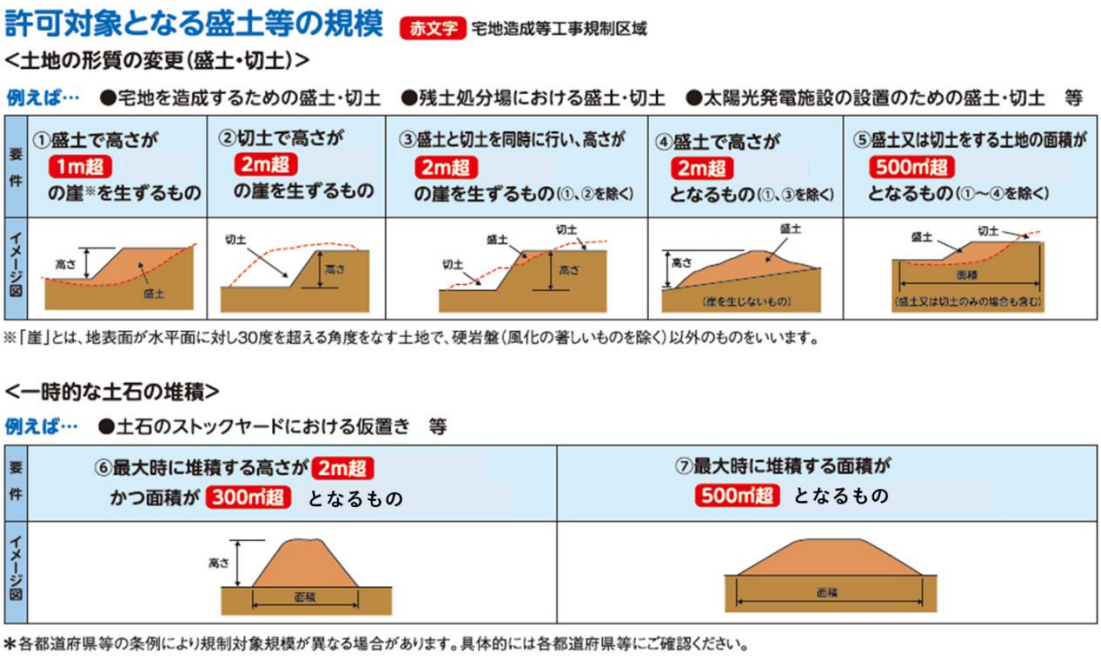

許可対象のイメージ図（国土交通省 HP「盛土規制法パンフ（事業者向け）より引用）

行為	対象規模
宅地造成 （法第２条、政令第３条） 特定盛土等 （法第２条、政令第３条）	①盛土で、高さが１ｍを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが２ｍを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、その高さが２ｍを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが２ｍを超えるもの（①～③を除く） ⑤上記①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
土石の堆積 （法第２条、政令第４条、省令第８条⑩）イ ※許可期間5年以内	⑥高さが２ｍを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ⑦上記⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

・一時的な土石の堆積について

土石の堆積とは、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に積み重ね堆積する行為であり、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当します。
なお、土石の堆積の許可期間は最大５年とします。
また、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となるものとします。
ただし、次に掲げるものについては、規制対象とならないものとします。

イ　試験、検査等のための試料の堆積
ロ　屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
ハ　岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
ニ　主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

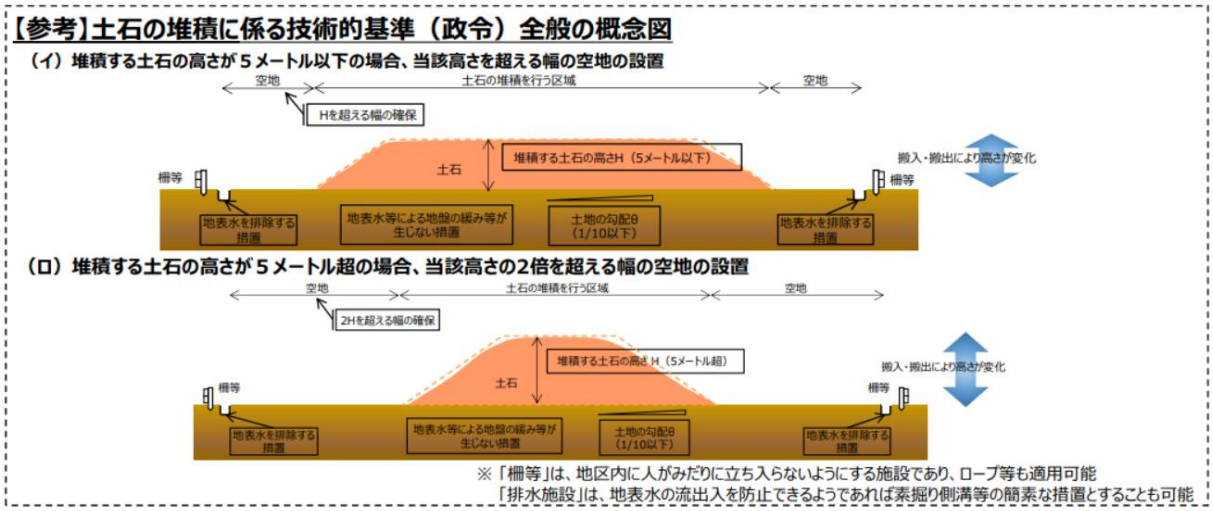

（盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方／国土交通省 HP より引用）

（4） 許可を要しない工事

・許可を要しない工事の内容

法の許可を要しない工事の内容は次のとおりです。

区分	具体的な内容
公共施設用地 （法第 2 条第 1 項第 1 号、政令第 2 条、省令第 1 条各項）	道路、公園、河川 、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第２条第２項に規定する防衛施設、 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、 水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、 急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 （法第１２条第1項ただし書、法第 27 条第１項ただし書、法第 30 条第１項ただし書、政令第 5 条第 1 項各号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条第 1 項 各号）	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 **・高さ２m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第３条第５号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが３０cmを超えないものを行う工事** **・土石の堆積を行う土地の面積が３００㎡を超えないもの** **・政令第４条第２号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが３０cmを超えないもの** **・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注1）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注2）又はその付近（注3）に堆積するもの（注4）**
みなし許可となる工事 （法第 15 条各項）	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 **・都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行われる工事**
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注5）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30㎝を超えないもの）

注１：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注２：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 ㎞以内のものについては、工事の現場として取り扱います。

注３：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注４：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注５：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、本市許可担当者及び農業委員会事務局担当者に対して工事着手前に相談を行ってください。

上記の内容に関する工事又は行為については許可の対象とはなりません。

ただし、「高さ２m以下かつ面積 500 ㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが３０cm を超えないものを行う工事」の判断に関しては、現況高さの取り方に注意し、必ず本市許可担当者に窓口にて相談してください。

また、都市計画法第 29 条第 1 項の許可（開発許可）を受けて行われる工事については許可不要となりますが、開発許可の中で法に基づく指導を行いますので留意してください。

（５） 届出が必要となる工事

・届出が必要となる工事等の内容

届出が必要となる工事等の内容は次のとおりです。

区分	行為	対象規模等
新たに宅地造成等工事規制区域に指定された際に届出が必要なもの（「5 届出が必要となる工事の手続きフローについて」（P30）参照） ※区域指定時に着工していることが条件（着工の考え方については「6 届出が必要となる工事の手続きについて」（P31）参照。）	宅地造成 （法第２条、政令第３条） 特定盛土等 （法第２条、政令第３条）	①盛土で、高さが１ｍを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが２ｍを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、その高さが２ｍを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが２ｍを超えるもの（①～③を除く） ⑤上記①～④に該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
	土石の堆積 （法第２条、政令第４条、省令第８条⑽）イ	⑥高さが２ｍを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ⑦上記⑥に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの
擁壁の除却		2mを超える擁壁の除却工事 ※当該工事着工前に提出
公共施設用地の転用		公共施設用地を宅地に転用した場合

新たに宅地造成等工事規制区域となる宅地で、区域指定の際に上記①～⑦の工事に着手しているものは区域指定があった日（令和６年（2024 年）７月１日）から 21 日（令和６年（2024 年）７月 22 日）以内に届出の提出が必要となります。

・2mを超える擁壁の除却工事

宅地造成等工事規制区域内において見え高（土圧を受ける高さ）が 2mを超える擁壁を除却する場合は、工事着手の 14 日前までに届出の提出が必要となります。

・公共施設用地の転用

公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は転用した日から 14 日以内に届出の提出が必要となります。

2　宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の手続きフローについて

・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の手続きフロー図

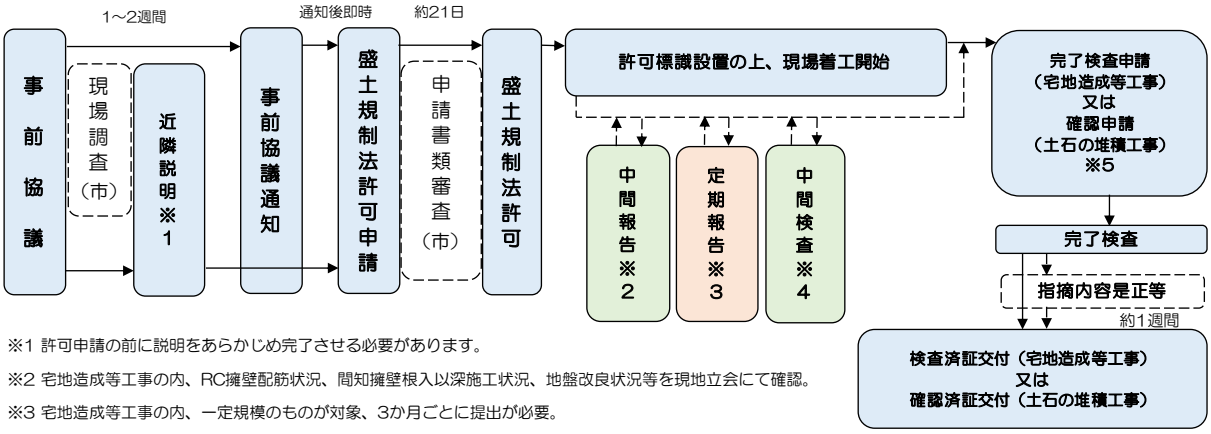

※1 許可申請の前に説明をあらかじめ完了させる必要があります。

※2 宅地造成等工事の内、RC擁壁配筋状況、間知擁壁根入以深施工状況、地盤改良状況等を現地立会にて確認。

※3 宅地造成等工事の内、一定規模のものが対象、3か月ごとに提出が必要。

※4 一定規模以上のものが対象、特定工程完了後4日以内に申請。

※5 工事完了後4日以内に申請。

3　許可申請前の手続きについて

（１）　事前協議申請について

宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、事前協議承認申請を行い、通知書の受領後、宅地造成等に関する工事に関する許可申請書を市長に提出し許可を受けなければなりません。

（２）　土地所有者等の同意について（法第 12 条第２項第４号）

宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得なければなりません。

（３）　近隣住民への周知について（法第 11 条第１項）

宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、許可申請を行う前にあらかじめ、工事をしようとする土地の周辺地域の住民に対して、説明会の開催、その他工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければなりません。

・周知方法（省令第６条第１項第１号から第４号）

法第１２条第１項の許可申請をするときには、あらかじめ法１１条第１項に基づき周辺地域の住民に対して住民への周知を次のいずれかの方法により行わなければなりません。

① 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催。

② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を当該工事の施行に係る土地の周辺住民に配布。

③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して常に住民が閲覧できるようにすること。

※掲示に際しては、閲覧できるインターネットアドレスもしくは QR コードを掲載してください。

※政令第７条第２項第２号に規定する、山間部における河川の流水が継続して存ずる土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの等で高さが１５ｍを超える盛土をする場合においては①の方法により行うこと。

・周知範囲

周知の範囲は原則、次の表の範囲及び事業区域の隣接地に対して行うものとする。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲の例	参考図（※について）
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	○盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さｈに対して水平距離２ｈ以内の範囲（※参考図Lの範囲） ○盛土等を行う土地の隣接地	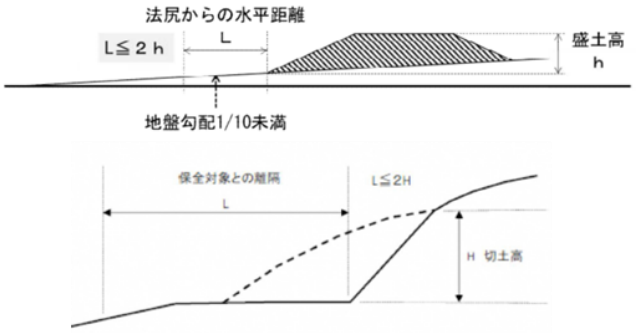
腹付け盛土	○盛土のり肩までの高さｈに対して盛土ののり肩から下方の水平距離５ｈ以内の範囲（※参考図の範囲）	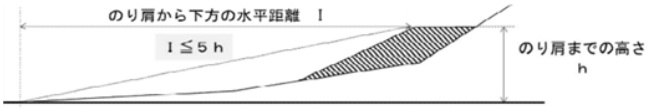
①省令第６条第１項において住民への周知方法を規定する渓流等における高さ15メートルを超える盛土 ②渓流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に渓流等の渓床が存在するもの（①及び②を除く）	○下流の渓床勾配が２度以上の範囲（※参考図の範囲）	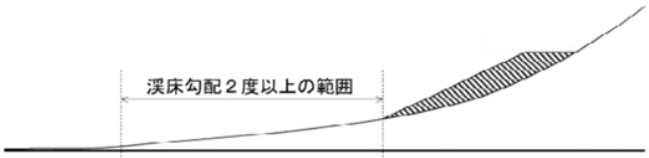

（「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）／別表 1、別表 2」及び「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事許可申請等の手引き／大阪府」より一部引用の上作成）

※広大な事業区域の一部を造成する等、隣接地に対する影響が少ない工事の場合等の説明範囲に関しては個別協議とします。

・周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

・説明、配布、閲覧等に係る図書

周知に際して提示する図書は下記のとおりとしてください。

① 位置図

② 造成計画平面図

③ 造成計画断面図

④ 工事工程表

⑤ 擁壁の築造等に係る施工計画

⑥ 担当者の連絡先が分かる書類

※図書に関しては市役所との協議により内容が変更となる可能性があること、
変更があった場合は別途周知する旨を記載してください。

※周知範囲、方法、配布資料等に関しては事前協議申請後に本市許可担当者と協議の上、実施するようにしてください。

４　許可申請の手続について（審査書類、処理期間）

事前協議承認通知書の受領後、法第１２条第１項の規定により「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」（土地の形質の変更（盛土・切土）の場合）又は「土石の堆積に関する工事の許可申請書」（一時的な土石の堆積の場合）を市長に提出し許可を受けなければなりません。なお、当該許可申請に係る標準処理期間は 21 日間（土日祝を除く）としています。

（1）宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

≪各書類に関する記載事項及び注意事項等≫

申請書等

	記号	書類名称	適	有	無	備考（審査項目等）
申請書等	A	許可申請書				
	B	委任状				工事主及び代理人共に印鑑必要
	C	事前協議通知書				指示事項（地区計画、建築協定、風致地区等の協議）
	D	近隣説明資料				周知に関する図面、周知範囲・周知方法等を記した書類
	E	資力信用に関する調書				預金残高証明書、納税証明（直近２年）※法人：事業税、法人税(その1のみ)、個人：住民税、所得税(その1のみ) 暴力団員との関係を有しないこと。 破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないこと。
	F	資金計画書				
	G	設計者の資格				擁壁高5.0m又は切盛面積1,500㎡を超える場合
	H	工事施行者に関する調書				経歴書、建設業登録証明(原本)or建設業許可通知書（土木工事業者）の写し
	I	土地所有権利者の同意				申請者と権利者が同一の場合は押印不要。
	J	その他の権利者の同意				抵当権、根抵当権、担保物権及び建築物又は工作物のみに係るもの以外の権利者の同意
	K	工事主・権利者の印鑑証明				法人の場合は代表者事項証明書も必要（受付日前３か月以内のもの）
	L	土地の全部事項証明				受付日前３か月以内のもの
	M	地籍図（公図）				受付日前３か月以内のもの
	N	里道・水路明示				区域が里道・水路に接する又は含む場合

（A／申請書鑑）「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」

【1】工事主住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

【2】設計者住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

資格を有する者の設計によらなければならない工事（擁壁の見え高が 5.0m を超える場合又は切盛面積が 1,500 ㎡を超え、排水施設を設置する場合）を含む場合には、氏名の横に○（丸印）を付すこと。

【3】工事施行者住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

申請時点で未定の場合は「未定」と表記してください。（許可後に工事施行者が決定する場合は別途、変更手続きが必要となります。）

【4】土地の所在地及び地番欄

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

宅地の面積⇒実測面積を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。

※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 ／ GSI Maps｜国土地理院）

【5】土地の面積

造成をする面積ではなく、敷地面積等の全体面積にて記載してください。

【6】工事着手前の土地利用状況

建築物があった場合はその用途等を記載してください。

宅地以外で利用されている場合はその詳細（駐車場、農地、畑等）を記載してください。

【7】工事完了後の土地利用

予定建築物がある場合はその用途等を記載してください。

宅地以外で利用される場合はその目的（駐車場、農地、畑等）を記載してください。

【8】盛土のタイプ

盛土のタイプは次の①～③より選択して下さい。（複数選択可）

① 平地盛土

勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

② 腹付け盛土

勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

③ 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土

【9】土地の地形（令第７条第２項第２号、規則第 12 条）

「渓流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

③（１）、（２）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

※吹田市では渓流等に該当する箇所はないため、「無」にチェックをしてください。

【１０】工事の概要

イ　盛土又は切土の高さ

切土、盛土の各々の高さ（最小～最大高さ）を記載してください。

切盛土が同時に発生するものは切盛土欄に高さを記載してください。

ロ　盛土又は切土をする土地の面積

造成をする面積について、盛土、切土、その合計を記載してください。

ハ　盛土又は切土の土量

土量計算書により算出したものを記載してください。

ニ　擁壁

付番の上、構造（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造等）、高さ（見え高、最小～最大高さ）、延長を記載してください。

ホ　崖面崩壊防止施設

鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工を採用する場合に、構造、高さ、延長を記載してください。崖面崩壊防止施設は、山間部等における湧水の影響等により長期的な支持力の確保等が課題となる箇所では、擁壁では地盤改良等の追加対策を講じる必要が生じる場合もあるため、保全対象との位置的関係等を総合的に判断し、地盤の変形を許容できる場合に限り、擁壁に代えて崖面崩壊防止施が適用可能とされており、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できません。

ヘ　排水施設

擁壁の水抜き穴からの排水を処理する排水施設（U型側溝、塩ビ管、雨水桝等）について、構造、内法寸法、延長を記載してください。

記載してください。

ト　崖面の保護の方法

擁壁を設置する場合は「擁壁にて土留め」、崖面崩壊防止施設を設置する場合は「崖面崩壊防止施設にて土留め」と記載してください。

擁壁又は崖面崩壊防止施設で崖面をおおわない場合（切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分で、土質、角度の条件を満たすもの（政令第８条第１項イ(1)(2)／当市技術基準参照）、土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算を

した結果、崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面）は「石張り」、「芝貼り」、「板柵工」等の風化その他の浸食を保護する措置の内容を記載してください。

チ　崖面以外の地表面の保護の方法

法面が生じる部分について「植栽」、「芝張り」、「板柵工」等の雨水その他地表水による浸食を保護する措置の内容を記載してください。

リ　工事中の危険防止のための措置

道路等への土砂流出防止対策内容、その他現場施工に際しての安全対策等（土嚢設置、鋼矢板止め等）を記載してください。

ヌ　その他の措置

大規模な造成工事等で調整池、沈砂池、透水管、蛇カゴ等を設置する場合にはその内容を記載してください。

ル　工事着手予定年月日

「許可後〇ヶ月」といった記載でも問題ありません。

ヲ　工事完了予定年月日

工事工程表と整合した内容で記載してください。

ワ　工程の概要

造成工事に係る工種、工程又は「別紙工程表のとおり」と記載してください。

【１１】その他必要な事項

他の法令に基づく許可等がある場合に記載してください。

※農地法、森林法、都市計画法に基づく開発許可等

（B／委任状）

工事主が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。また、工事主及び代理人共に押印が必要です。なお、工事主の印鑑については、印鑑証明に登録されているものを押印してください。

代理人の印鑑は、訂正・受領等に持ち出せるものを使用してください。

（C／事前協議通知書）

事前協議通知書及び指示事項の写しを添付してください。

（D／近隣説明資料）

近隣説明にかかる案内文、その他下記資料等の近隣説明時に使用した図書一式を添付してください。

① 位置図

② 造成計画平面図

③ 造成計画断面図
④ 工事工程表
⑤ 擁壁の築造等に係る施工計画
⑥ 担当者の連絡先が分かる書類

（E／資力信用に関する調書）
下記３点を提出してください。
・工事主の資力及び信用に関する調書
※暴力団員との関係の有無欄及び破産手続の有無欄にチェックを入れてください。工事主が個人の場合は「2 沿革等」、「3 法令による登録等」欄は斜線引きの上、記入は不要です。
・預金残高証明書　※通帳の写しは不可
・納税証明（直近２年）※工事主が法人の場合は事業税、法人税(その１のみ)、個人の場合は住民税、所得税(その１のみ)を添付してください。

（F／資金計画書）
造成等の工事に係る収入、支出の項目について記載してください。
※単年の工事期間の場合でも、年度別資金計画は提出してください。

（G／設計者の資格）
造成工事の内容が資格を有する者（下記参照）の設計によらなければならない工事（擁壁の見え高が 5.0m 超える場合、切土又は盛土面積が 1,500 ㎡を超え、排水施設を設置する場合）である場合に添付してください。
○設計者の資格要件　（政令第 21 条及び第 22 条、省令第 35 条）※下記いずれか
① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務の経験を有する者
② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務の経験を有する者。
③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して４年以上の実務の経験を有する者。
④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務の経験を有する者。

⑤ 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者。（下記ア～オ参照）

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第 19 条第１号トに規定する講習を修了した者。

オ アからエに該当する者のほか、主務大臣が①から④に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

（H／工事施行者に関する調書）

下記３点を提出してください。

・工事施行者に関する調書
・業務に関する経歴書（工事の実績がわかるもの）
・建設業登録証明(原本)or 建設業許可通知書（土木工事業者）の写し

（I／土地所有権利者の同意書）

工事主と権利者が同一の場合、押印は不要です（同意年月日の記入は必要。）。
実印にて押印してください。

（J／その他権利者の同意書）

抵当権、根抵当権、担保物権及び建築物又は工作物のみに係るもの以外の権利者の同意が必要です。土地所有権利者の同意書の「その他の権利者欄」に同意年月日を記入の上、実印を押印してください。

（K／工事主・権利者の印鑑証明）
工事主及びその他の権利者に関する印鑑証明を提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。

（L／土地の全部事項証明）
申請に係る地番について提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。
※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（M／地籍図（公図））
申請に係る地番について提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。
※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（N／里道水路明示）
造成をする土地が里道や水路に接する場合又は含む場合に提出してください。
添付は写しで可、申請時に原本照合を行いますので留意してください。

設計図書

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
設計図書	O	位置図	
	P	現況図	
	Q	造成計画平面図	盛土は赤、切土は黄で着色すること。各地盤等のレベル、擁壁の位置、見え高、構造種別、底版範囲、擁壁の水抜き穴からの排水処理内容、地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、法面保護内容、義務擁壁又は任意擁壁の別等を記載すること。
	R	造成計画断面図	盛土は赤、切土は黄で着色すること。盛土・切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等を記載すること。
	S	地盤改良計画平面図・断面図	擁壁底版下等において地盤改良を行う場合に必要。改良種別、改良範囲を明記。柱状改良の場合は、改良径、ピッチ、改良長、本数を記載。
	T	排水計画平面図	擁壁水抜き穴からの排水処理内容を記載すること。隣接地に排水する場合は排水同意が必要。
	U	擁壁の断面図・構造図	コンクリートブロック等の場合は製品名を記入、間知石練積み造の高さは５m以下
	W	擁壁の展開図	擁壁の全高、見え高、延長、根入れ、水抜き穴の位置及び箇所数の算定式（水抜パイプφ75、3㎡以内毎に千鳥配置）、伸縮目地・隅角補強部・折れ点の位置等を記載すること。
	X	崖面崩壊防止施設の断面図・構造図	
	Y	崖面崩壊防止施設の展開図	
	Z	崖面・法面の断面図	擁壁で崖面を覆わない場合（安定計算要）、5mを超える法面がある場合に必要
	a	排水施設構造図	地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設及び擁壁水抜き穴からの排水処理に係る排水施設
	b	求積図	事業区域面積
	c	切盛求積図	盛土・切土それぞれで算出すること。（造成の高さが30㎝以下の箇所は除く）
	d	構造計算書	擁壁高5.0mを超える場合は地震時計算、地盤改良を行う場合は、改良に関する計画図面、計算書が別途必要。

（O／位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（P／現況図）

造成をする土地の現況がわかるよう作成してください。（事前協議申請時の現況図の内容で作成してください。）

※既存の擁壁及び CB 等の擁壁以外の構造物がある場合は、範囲、構造、高さ等を記載してください。

（Q／造成計画平面図）

切土（黄色）、盛土（赤色）部分に色分けし、許可の対象となる義務設置擁壁と任意擁壁を書き分け、現況の地盤高と計画地盤高の関係が判別できるように作成してください（盛土・切土 30ｃｍ未満の造成を除く）。

また、既存の擁壁及び CB 等の擁壁以外の構造物を存置する場合はその内容が分かるようにしてください。

その他、各地盤等のレベル、擁壁の位置（範囲）、見え高、構造種別、底版範囲（L 型・逆 L 型・逆 T 型擁壁）、地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、擁壁の水抜き穴からの排水処理内容（排水施設詳細、排水方向）、法面保護内容（法面角度含む）を記載してください。

※申請書鑑において記載した擁壁等の番号を反映してください。

（R／造成計画断面図）

造成に関する縦横断面を作成してください。

造成計画平面図と同様に、切土（黄色）、盛土（赤色）部分に色分けの上、盛土・切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等を記載してください。

なお、事業区域が広い場合や、高低差が変化する場所については複数箇所の断面を作成してください。

（S／地盤改良計画平面図・断面図）

擁壁底版下等において地盤改良を行う場合に作成してください。

平面図においては擁壁の位置を反映し、改良種別、改良範囲を明記してください。

柱状改良等の場合は、改良径、ピッチ、改良長、本数を記載してください。

（T／擁壁の断面図・構造図）

タイプ（擁壁の構造）毎で作成の上、義務設置擁壁・任意擁壁とも提出してください。

躯体各寸法、鉄筋の配筋状況（鉄筋径、ピッチ、かぶり厚さ等）、隅角部（擁壁の折れ点で出隅となる部分の角度が 120°以下となるもの）補強内容等がわかるよう作成してください。

※擁壁底版下で地盤改良を行う場合は改良の内容（改良方法、範囲等）を記載してください。

※間知石積み擁壁については根入れ深さ、前面地盤ラインにおける裏込めコンクリートの厚み、天端幅、各高さ等がわかるようにしてください。

※CP 型枠等の大臣認定擁壁を使用する場合、製品の標準断面図を用いることは問題ありませんが、別途仕様書の提出が必要となります。

（参考：大臣認定擁壁／国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html）

（U／擁壁展開図）
タイプ（擁壁の構造）毎で作成の上、義務設置擁壁・任意擁壁とも提出してください。
擁壁の全高、見え高、延長、根入れ、水抜き穴の位置及び箇所数の算定式、計画地盤ライン、想定根入れライン、法担ぎ高、折れ点、隅角補強部位置、エラス位置等を確認できるように作成してください。

（W／排水計画平面図）
敷地内から公共雨水及び隣地排水施設までの経路及び構造を、擁壁及び法面等の排水計画を含んで作成してください。
※隣地側の排水施設に新たに擁壁からの排水を行う場合は隣地土地所有者の同意（認印又は自署で可）が必要です。

（X／崖面崩壊防止施設の断面図・構造図）
擁壁の構造図と同様に、タイプ（崖面崩壊防止施設の構造）毎で作成してください。
部材等の各寸法、高さ等、構造がわかるように作成してください。
※製品の標準断面図を用いることは問題ありませんが、別途仕様書の提出が必要となります。

（Y／崖面崩壊防止施設の展開図）
擁壁の展開図と同様に、タイプ（崖面崩壊防止施設の構造）毎で作成してください。
各施設の全高、見え高、延長、根入れ、計画地盤ライン、法担ぎ高、折れ点位置等を確認できるように作成してください。

（Z／崖面・法面の断面図）
造成をする土地において崖面が生ずる場合で当該崖面を擁壁覆わない場合（別途安定計算等が必要となります。）、5mを超える法面がある場合、法面上に擁壁を設置する場合等に提出が必要となります。崖面、法面の詳細（勾配、高さ、法面保護方法、表面排水及び地下水を含む排水方法や構造等）がわかるよう作成してください。
（a／排水施設構造図）
地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、敷地内排水に係る排水施設、擁壁及び法面等の排水に係る施設について作成してください。

（b／求積図）
敷地面積等、造成をする土地全体の求積図を作成してください。

（c／切盛求積図）

盛土、切土をする土地について、各々の面積（㎡）及びその合計がわかるよう作成してください。なお、造成をする部分の高さが 30 ㎝以下の部分は除いて作成してください。

（d／構造計算書）

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の内、義務設置擁壁について提出が必要です。

当市技術基準を参照して各種計算を行ってください。

地上高さ 2.0mを超えるもの、地耐力 100ｋN/㎡超えるものを設置する場合は地耐力の確認できる計算書が必要です。

各種係数の採用内容によって、別途土質資料の提出が必要となりますので留意してください。

※擁壁の見え高が 5.0m を超える場合は地震時計算が必要です。計画に際しては事前に本市許可担当者に相談をしてください。

※地盤改良を行う場合は別途改良に係る資料（改良に関する計画図面、計算書）を添付してください。

計算書

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
計算書	e	安定計算書	擁壁以外の崖面や崖面に該当しない盛土について安定計算が必要な場合
	f	水理計算書	切盛面積1,500㎡を超える場合の排水計画
	g	土量計算書	盛土・切土それぞれで算出すること。（造成の高さが30㎝以下の箇所は除く）

（e／安定計算書）

崖面を擁壁でおおわないものや崖面に該当しない長大な法面の盛土等について、土質試験等に基づく安定計算を行う場合に提出してください。

（f／水理計算書）

切土又は盛土面積が 1500 ㎡（造成をする部分の高さが 30 ㎝以下の部分は除く）を超える場合の排水計画について提出してください。

※別途、下水道部局との協議を必要とする場合があります。

（ｇ／土量計算書）

盛土、切土をする土地について、各々の土量（㎥）及びその合計がわかるよう作成してください。なお、造成をする部分の高さが 30 ㎝以下の部分は除いて作成してください。

その他

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
その他	h	工事工程表	造成工事に係る内容を記載すること。
	i	仕様書	間知ブロック、透水マット等を使用する場合
	j	土質資料	2mを超える崖が発生する場合は、地耐力を確認できる資料を添付すること。構造計算においてKa=0.5、μ=0.3以外で検討する場合も必要。各種土質試験の資料に関しては現場写真、調査所見等一式を提出すること。
	k	防災計画平面図	道路等への土砂流出防止等の内容を記載すること。
	l	防災計画構造図	沈砂池、排水側溝等

（h／工事工程表）

造成工事に関する内容にて作成してください

（i／各種仕様書）

大臣認定擁壁、崖面崩壊防止施設、透水マット、間知石積み擁壁等を使用する場合に提出してください。

（j／土質資料）

各土質資料、土質試験に関する資料一式を提出してください。

※ボーリング試験、サウンディング試験に関しては、調査位置がわかる位置図、写真を添付してください。

※サンプリング採取状況等の現地写真、土質試験写真、調査所見等の資料一式を提出してください。

（k／防災計画平面図）

周辺（住宅、道路等）への土砂流出抑制に係る施設（土のう、沈砂池、土砂堤防等）を記載してください。

なお、施工過程において流動的に設置範囲等が変わることがある場合においても、安全対策等に十分配慮の上、工事を実施してください。

（l／防災計画断面図）

防災計画において沈砂池、排水側溝等を計画する場合は、その構造図等を提出してください。

その他添付図書に関する注意事項

※各平面図については方位、境界線名称を記載すること。

※工区を設定する場合は、当該工区毎の地名、地番の一覧を添付のこと。

（2）土石の堆積に関する工事の許可申請

≪各書類に関する記載事項及び注意事項等≫

申請書等

	記号	書類名称	適	有	無	備考（審査項目等）
申請書等	A	許可申請書				
	B	委任状				工事主及び代理人共に印鑑必要
	C	事前協議通知書				指示事項（地区計画、建築協定、風致地区等の協議）
	D	近隣説明資料				周知に関する図面、周知範囲・周知方法等を記した書類
	E	資力信用に関する調書				預金残高証明書、納税証明（直近２年）※法人：事業税、法人税(その1のみ)、個人：住民税、所得税(その1のみ) 暴力団員との関係を有しないこと。 破産手続の決定を受けて復権を得ない者等に該当しないこと。
	F	資金計画書				
	G	設計者の資格				擁壁高5.0m又は切盛面積1,500㎡を超える場合
	H	工事施行者に関する調書				経歴書、建設業登録証明(原本)or建設業許可通知書（土木工事業者）の写し
	I	土地所有権利者の同意				申請者と権利者が同一の場合は押印不要。
	J	その他の権利者の同意				抵当権、根抵当権、担保物権及び建築物又は工作物のみに係るもの以外の権利者の同意
	K	工事主・権利者の印鑑証明				法人の場合は代表者事項証明書も必要（受付日前３か月以内のもの）
	L	土地の全部事項証明				受付日前３か月以内のもの
	M	地籍図（公図）				受付日前３か月以内のもの
	N	里道・水路明示				区域が里道・水路に接する又は含む場合

（A／申請書鑑）「土石の堆積に関する工事の許可申請書」

【1】工事主住所氏名欄

【2】設計者住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

【3】工事施行者住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

申請時点で未定の場合は「未定」と表記してください。（許可後に工事施行者が決定する場合は別途、変更手続きが必要となります。）

【4】土地の所在地及び地番欄

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。

※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用して

ください。（リンク： 地理院地図 / GSI Maps｜国土地理院）

【5】土地の面積

造成をする面積ではなく、敷地面積等の全体面積にて記載してください。

【6】工事の目的

申請に係る工事の目的を記載してください。

【7】工事の概要

イ　土石の堆積の最大堆積高さ

ロ　土石の堆積を行う土地の面積

ハ　土石の堆積の最大堆積土量

ニ　土石の堆積を行う土地の最大勾配

計画の内容に応じて記載してください。

ホ　勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置

断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。

ヘ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置

地盤改良その他の必要な措置の内容を記載してください。

ト　空地の設置

チ　雨水その他の地表水を有効に排除する措置

リ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置

申請書と照合できるように番号を付すること。

鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

ヌ　工事中の危害防止のための措置

道路等への土砂流出防止対策内容、その他現場施工に際しての安全対策等（土嚢設置、鋼矢板止め等）を記載してください。

ル　その他の措置

上記項目に係る措置以外に実施する場合にその内容を記載してください。

ヲ　工事着手予定年月日

「許可後〇ヶ月」といった記載でも問題ありません。

ワ　工事完了予定年月日

工事工程表と整合した内容で記載してください。

カ　工程の概要

堆積に関する工事に係る工種、工程又は「別紙工程表のとおり」と記載してください。

【8】その他必要な事項

他の法令に基づく許可等がある場合に記載してください。

※農地法、森林法、都市計画法等

（B／委任状）

申請者が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（C／事前協議通知書）

事前協議通知書及び指示事項の写しを添付してください。

（D／近隣説明資料）

近隣説明にかかる案内文、その他下記資料等の近隣説明時に使用した図書一式を添付してください。

① 位置図
② 土石の堆積に関する計画平面図
③ 土石の堆積に関する計画断面図
④ 工事工程表
⑤ 土石の堆積に係る施工計画
⑥ 担当者の連絡先が分かる書類

（E／資力信用に関する調書）

下記３点を提出してください。

・工事主の資力及び信用に関する調書
　※暴力団員との関係の有無欄及び破産手続の有無欄にチェックを入れてください。
　　工事主が個人の場合は「2 沿革等」、「3 法令による登録等」欄は斜線引きの上、
　　記入は不要です。
・預金残高証明書　※通帳の写しは不可
・納税証明（直近２年）※工事主が法人の場合は事業税、法人税(その１のみ)、個人の場合は住民税、所得税(その１のみ)を添付してください。

（F／資金計画書）

造成等の工事に係る収入、支出の項目について記載してください。

※単年の工事期間の場合でも、年度別資金計画は提出してください。

（G／設計者の資格）

造成工事の内容が資格を有する者（下記参照）の設計によらなければならない工事（切土又は盛土面積が 1,500 ㎡を超え、排水施設を設置する場合）である場合に添付してください。

〇設計者の資格要件　（政令第 21 条及び第 22 条、省令第 35 条）※下記いずれか

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して２年以上の実務の経験を有する者

② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して３年以上の実務の経験を有する者。

③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して４年以上の実務の経験を有する者。

④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して７年以上の実務の経験を有する者。

⑤ 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者。（下記ア～オ参照）

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者

エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第 19 条第１号トに規定する講習を修了した者。

オ アからエに該当する者のほか、主務大臣が①から④に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者。

（H／工事施行者に関する調書）
下記３点を提出してください。
・工事施行者に関する調書
・業務に関する経歴書（工事の実績がわかるもの）
・建設業登録証明(原本)or 建設業許可通知書（土木工事業者）の写し

（I／土地所有権利者の同意書）
工事主と権利者が同一の場合、押印は不要です（同意年月日の記入は必要。）。
実印にて押印してください。

（J／その他権利者の同意書）
抵当権、根抵当権、担保物権及び建築物又は工作物のみに係るもの以外の権利者の同意が必要です。土地所有権利者の同意書の「その他の権利者欄」に同意年月日を記入の上、実印を押印してください。

（K／工事主・権利者の印鑑証明）
工事主及びその他の権利者に関する印鑑証明を提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。

（L／土地の全部事項証明）
申請に係る地番について提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。
※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（M／地籍図（公図））
申請に係る地番について提出してください。
受付日より３か月以内のもので提出してください。
正本には原本を添付し、副本は写しでも構いません。
※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

（N／里道水路明示）
造成をする土地が里道や水路に接する場合又は含む場合に提出してください。
添付は写しで可、申請時に原本照合を行いますので留意してください。

設計図書

	記号	書類名称	適	有	無	備考（審査項目等）
設計図書	O	位置図				
	P	現況図				
	Q	土石の堆積に関する計画平面図				勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、地盤等のレベル、土石の堆積範囲等を記載すること。
	R	土石の堆積に関する計画断面図				計画平面図に記載されている土石の高さ、崩壊崩壊防止措置等や堆積する土石の勾配等について記載してください。
	S	排水計画平面図				雨水その他の地表水の排水処理内容を記載すること。 隣接地に排水する場合は排水同意が必要。
	T	排水施設構造図				地表水や地下水等の対策に必要な排水施設
	U	土砂流出防止等の措置に関する施設構造図				
	W	求積図				事業区域面積
	X	土石の堆積面積求積図				造成の高さが30㎝以下の箇所は除く

（O／位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（P／現況図）

造成をする土地の現況がわかるよう作成してください。（事前協議申請時の現況図の内容で作成してください。）

※既存の擁壁及び CB 等の擁壁以外の構造物がある場合は、範囲、構造、高さ等を記載してください。

（Q／土石の堆積に関する計画平面図）

勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、地盤等のレベル、土石の堆積範囲等を記載すること。

各措置を行う範囲、内容がわかるよう必要に応じて説明等を記載してください。

（R／土石の堆積に関する計画断面図）

計画平面図に記載されている土石の高さ、崩壊崩壊防止措置等や堆積する土石の勾配等について記載してください。

（S／排水計画平面図）

敷地内から公共雨水及び隣地排水施設までの経路及び構造を、排水計画を含んで作成してください。

※隣地側の排水施設に新たに排水を行う場合は隣地土地所有者の同意（認印又は自署で可）が必要です。

（T／排水施設構造図）

地表水や地下水等の対策に必要な地中埋設排水施設、敷地内排水に係る排水施設について作成してください。

（U／土砂流出防止等の措置に関する施設構造図）

柵又は鋼矢板等の施設を設置する場合に提出してください。

各施設の種類、高さ及び延長等がわかるように作成してください。

（W／求積図）

敷地面積等、造成をする土地全体の求積図を作成してください。

（X／土石の堆積面積求積図）

土石の堆積をする土地について、面積(㎡)及びその合計がわかるよう作成してください。

なお、造成をする部分の高さが 30 ㎝以下の部分は除いて作成してください。

計算書

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
計算書	Y	水理計算書	盛土面積1,500㎡を超える（造成の高さが30㎝以下の箇所は除く）場合の排水計画
	Z	土量計算書	造成の高さが30㎝以下の箇所は除く

（Y／水理計算書）

土石の堆積面積が 1500 ㎡（造成をする部分の高さが 30 ㎝以下の部分は除く）を超える場合の排水計画について提出してください。

※別途、下水道部局との協議を必要とする場合があります。

（Z／土量計算書）

土石の堆積をする土地について、堆積の土量(㎥)及びその合計がわかるよう作成してください。

その他

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
その他	a	工事工程表	造成工事に係る内容を記載すること。
	b	仕様書	各種措置に用いる施設等で製品仕様書があるものを使用する場合
	c	防災計画平面図	道路等への土砂流出防止等の内容を記載すること。
	d	防災計画構造図	沈砂池、排水側溝等

（a／工事工程表）

土石の堆積に係る工事に関する内容にて作成してください

（b／各種仕様書）

各種措置に用いる施設等で製品仕様書があるものを使用する場合に提出してください。

（c／防災計画平面図）

周辺（住宅、道路等）への土砂流出抑制に係る施設（土のう、沈砂池、土砂堤防等）を記載してください。

なお、施工過程において流動的に設置範囲等が変わることがある場合においても、安全対策等に十分配慮の上、工事を実施してください。

（d／防災計画断面図）

防災計画において沈砂池、排水側溝等を計画する場合は、その構造図等を提出してください。

5　届出が必要となる工事の手続きフローについて

・各種届出の手続きフロー図

〇法第 21 条第 1 項（区域指定時に届出が必要となる工事）の手続きフロー図

1　宅地造成工事規制区域（旧法）内 において一定規模以上の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事を行う場合

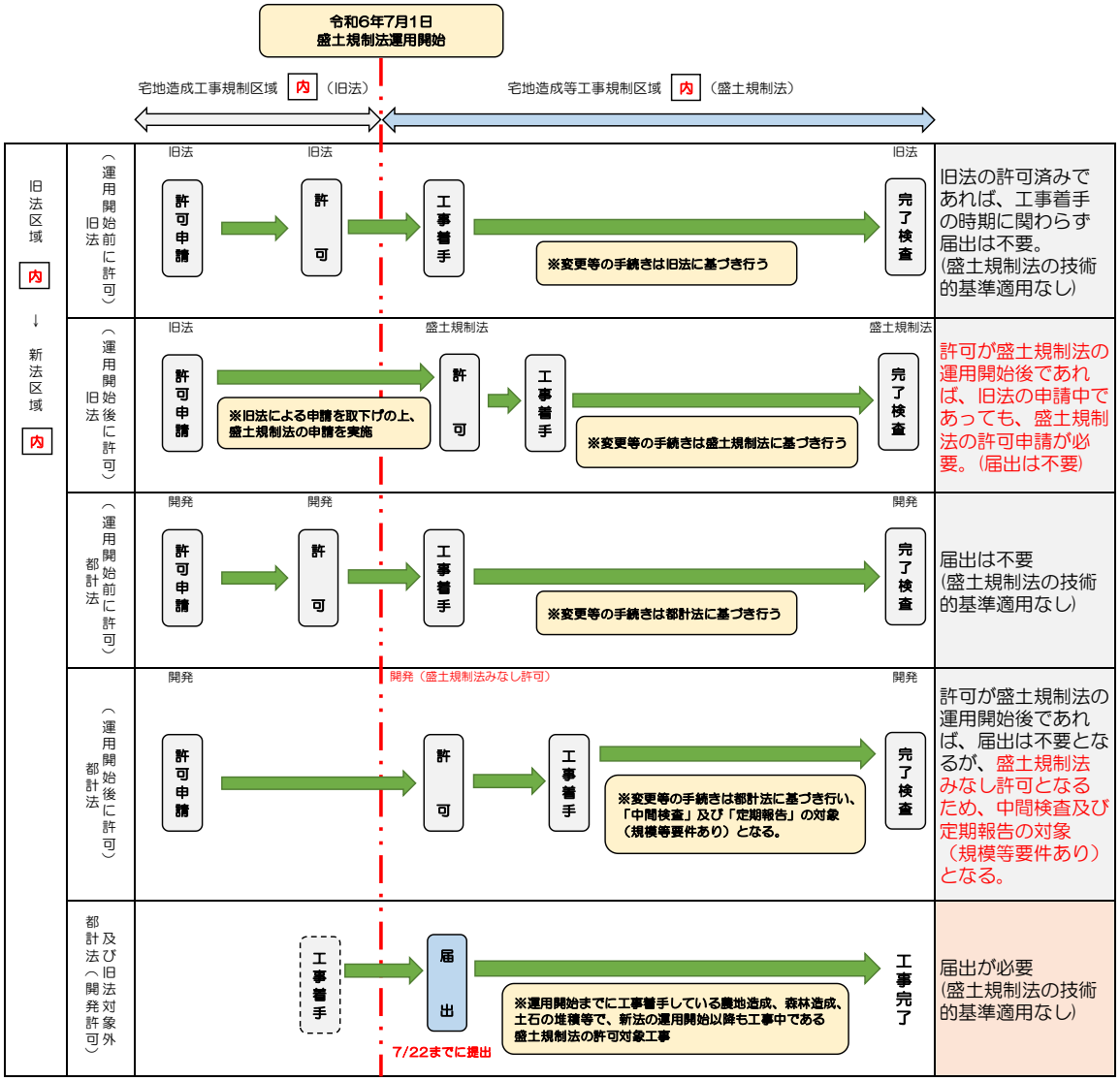

2　宅地造成工事規制区域（旧法）外 において一定規模以上の宅地造成、特定盛土等、土石の堆積に関する工事を行う場合

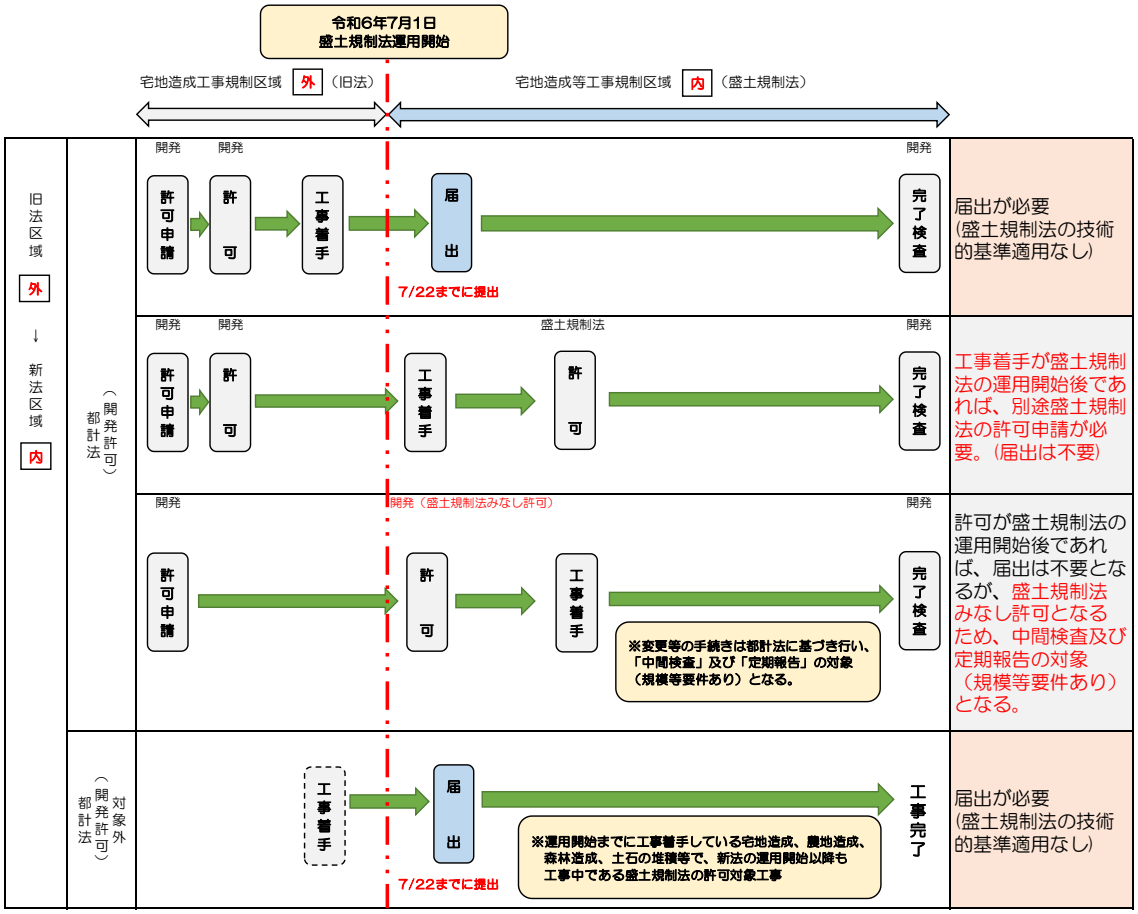

〇法第 21 条第３項（擁壁の撤去時に届出が必要となる工事）及び
法第 21 条第４項（地目の変更時に届出が必要となる工事）の手続きフロー図

対象となる工事の内容	工事着手の14日前までに提出
見え高2.0mを超える擁壁の除却	届出 → 工事着手
対象となる地目変更の内容	地目の変更から14日以内に提出
『公共施設用地』を「宅地」にする場合	地目変更 → 届出

６　届出が必要となる工事の手続きについて

（１）　区域指定の際に既に行われている工事の届出

〇土地の形質変更（切土・盛土）に関する工事

（申請書鑑）「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」

【1】工事主住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

【2】土地の所在地及び地番欄

工事を行っている土地の所在地及び地番について記載してください。

【3】工事をしている土地の面積欄

工事を行っている土地の実測面積を記載してください。

【4】盛土のタイプ

盛土のタイプは次の①～③より選択して下さい。（複数選択可）

① 平地盛土

勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

② 腹付け盛土

勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

③ 谷埋め盛土

谷や沢を埋め立てて行う盛土

【5】盛土又は切土の高さ

切土、盛土の各々の高さ（最小～最大高さ）を記載してください。

切盛土が同時に発生するものは切盛土欄に高さを記載してください。

【６】盛土又は切土をする土地の面積

造成をする面積について、盛土、切土、その合計を記載してください。

【７】盛土又は切土の土量

土量計算書により算出したものを記載してください。

【８】工事着手年月日

工事に着手した日付を記載してください。

【９】工事完了予定年月日

工事完了予定の日付を記載してください。

【１０】工事の進捗状況

届出提出時点での状況を記載してください。

※造成等の工事にかかる内容を記載してください。

≪その他添付書類≫

（委任状）

申請者が、届出書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（事前協議通知書）

予定建築物等があり、事前協議の手続を申請している場合に提出してください。

別添の指示事項についても提出してください。

（位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（現況写真）

工事を行っている土地の現況がわかるものを提出してください。

※下記書類については、盛土で 2m、切土で 5m、切盛を同時に行い 5mを超える擁壁を設置する場合、崖面を生じない盛土で高さが 5mを超える場合、切盛面積が 3000 ㎡を超える場合に提出してください。

（地形図）

現況図を添付してください。

（土地の平面図）

造成計画平面図及び造成計画断面図を添付してください。

〇一時的な土石の堆積に関する工事

（申請書鑑）「土石の堆積に関する工事の届出書」

【1】工事主住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

【2】土地の所在地及び地番欄

工事を行っている土地の所在地及び地番について記載してください。

【3】工事をしている土地の面積欄

工事を行っている土地の実測面積を記載してください。

【4】土石の堆積の最大堆積高さ

【5】土石の堆積を行う土地の面積

【6】土石の堆積の最大堆積土量

計画の内容に応じて記載してください。

【7】工事着手年月日

工事に着手した日付を記載してください。

【8】工事完了予定年月日

工事完了予定の日付を記載してください。

【9】工事の進捗状況

届出提出時点での状況を記載してください。

※造成等の工事にかかる内容を記載してください。

≪その他添付書類≫

（委任状）

申請者が、届出書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（現況写真）

工事を行っている土地の現況がわかるものを提出してください。

※下記書類については、高さが 5mを超える土石の堆積で、堆積を行う面積が 1500 ㎡を超える場合、堆積を行う面積が 3000 ㎡を超える場合に提出してください。

（地形図）

現況図を添付してください。

（土地の平面図）

土石の堆積に関する計画平面図及び土石の堆積に関する計画断面図を添付してください。

（２）　擁壁の除却を行う工事の届出

（申請書鑑）「擁壁等に関する工事の届出書」

【1】工事が行われる土地の所在地及び地番欄

工事を行う土地の所在地及び地番について記載してください。

【2】行おうとする工事の種別及び内容欄

撤去する擁壁の構造、高さがわかるように記載してください。

【３】工事着手予定年月日欄

【４】工事完了予定年月日欄

実際の工程に合わせた表記としてください。

【5】備考

擁壁の撤去に際して、特筆した事項があれば記載してください。

事前協議の申請手続を取っている場合は、事前協議番号を記載してください。

≪その他添付書類≫

（委任状）

申請者が、届出書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（現況図）

工事を行う土地の現況がわかるよう作成してください。（事前協議を申請している場合は同様の内容で作成してください。）

撤去する擁壁の構造、高さ、範囲がわかるよう記載してください。

（造成計画平面図）

切土（黄色）、盛土（赤色）部分に色分けし、擁壁撤去後の処理内容（法面の保護方等）がわかるように記載してください。

現況の地盤高と計画地盤高の関係が判別できるように作成してください。

（造成計画断面図）

造成計画平面図と同様に、切土（黄色）、盛土（赤色）部分に色分けの上、盛土・切土の高さ、擁壁の断面、法面勾配、区域境界等を記載してください。

※届出提出後に造成内容に変更が生じた場合は変更届出書の提出が必要となるため、必ず本市許可担当者に窓口にて相談してください。

（３）　公共施設用地を転用した場合の届出

（申請書鑑）「公共施設用地の転用の届出書」

【1】転用した土地の所在地及び地番欄

転用した土地の所在地及び地番について記載してください。

【2】転用した土地の面積欄

転用した土地の面積について記載してください。

【3】転用前の用途欄

転用前の地目を記載してください。

【4】転用後の用途欄

宅地又は農地等の転用後の地目を記載してください。

【5】転用年月日欄

転用した年月日を記載してください。

【6】備考

土地の転用に際して、特筆した事項があれば記載してください。

事前協議の申請手続を取っている場合は、事前協議番号を記載してください。

≪その他添付書類≫

（委任状）

申請者が、届出書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（現況図）

土地の現況がわかるものを提出してください。

（現況写真）

土地の現況がわかるものを提出してください。

７　宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後の留意事項について

（１） 許可条件（法第 12 条第３項）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可時においては下記事項を条件として付加します。

- 工事施行中は、土砂を施行区域外に流出させないよう沈砂池、流土止め等を適当な位置に配置し、万全の措置を講じること。
- 工事施行中は、雨水を速やかに排除するため必要な暗渠、開渠及び仮排水路等を設け、工事期間中その機能を失わないよう管理を適正に行うこと。
- 工事施行中は気象予報などに十分注意を払い、豪雨、出水その他天災に対する防災措置に万全を期すこと。
- 工事を中止した場合は、直ちに市長に届けるとともに市長の指示する必要な措置を講じること。
- 擁壁基礎、配筋、裏込コンクリート等、工事完了後見えなくなる部分は、それぞれの工程中に写真を写して工事完了検査申請時に整理し、提出すること（工事施工状況報告書作成要領を参照してください。）。
- 法第 18 条第１項の規定により、特定工程に係る工事を終えたときは、４日以内に中間検査の申請をすること。
- 見え高 2.0mを超える擁壁の配筋状況及び練積み造擁壁の地表面位置での各種寸法、義務設置擁壁底版下での地盤改良、その他市長が必要と認めるものについては法第 25 条の規定による報告の徴収として、中間報告が必要となりますので届け出ること。

（２） 標識の設置（法第 49 条）

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後は、事業区域において工事に関する標識の設置が必要です。

〇土地の形質変更（切土・盛土）に関する工事の標識

90㎝以上

70㎝以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識

1	工事主の住所氏名	住所 氏名							見取り図
2	許可番号	第			－C－			号	
3	許可又は届出年月日			年		月		日	
4	工事施行者の氏名								
5	現場管理者の氏名								
6	盛土又は切土の高さ	盛土	m	切土	m	切盛土	m		
7	盛土又は切土をする土地の面積	盛土	㎡	切土	㎡	合計	㎡		
8	盛土又は切土の土量	盛土	㎥	切土	㎥	合計	㎥		
9	工事着手予定年月日			年		月		日	
10	工事完了予定年月日			年		月		日	
11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先								
12	許可又は届出担当の 市部局名称連絡先								

50㎝以上

・一時的な土石の堆積に関する工事の標識

90㎝以上

70㎝以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名	住所 氏名	見取り図
2	許可番号	第　　－D－　　号	
3	許可又は届出年月日	年　　月　　日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
7	土石の堆積を行う土地の面積	㎡	
8	土石の堆積の最大堆積土量	㎥	
9	工事着手予定年月日	年　　月　　日	
10	工事完了予定年月日	年　　月　　日	
11	工事に係る問合せを受けるための 工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の 市部局名称連絡先		

50㎝以上

（各標識の記載内容に関する注意事項）

・１欄の工事主、４欄の工事施行者又は５欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

・2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

８　宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可後の手続きについて

（１）　中間検査（法第 18 条）

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

（中間検査の対象となる規模）

中間検査の対象となる規模は下表のとおりです。

行為	対象規模
宅地造成 （法第２条、政令第３条） 特定盛土等 （法第２条、政令第３条）	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、その高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①～③を除く） ⑤上記①～④に該当しない盛土又は切土で、 盛土又は切土をする土地の面積が3000㎡を超えるもの
土石の堆積 （法第２条、政令第４条、省令第８条⑽）イ	なし

（中間検査の対象となる工事の工程）

中間検査の対象となる工事の工程は造成工事の内、<u>盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管等を配置する工事</u>が対象となります。

※暗渠排水管等の配置が完了した日から４日以内に検査を申請してください。

（申請書類）

	記号	書類名称	適	有	無	備考（審査項目等）
申請書等	A	中間検査申請書				
	B	委任状				工事主及び代理人共に印鑑必要
設計図書	C	位置図				
	D	造成計画平面図				許可申請時に提出したものを添付すること。
	E	造成計画断面図				許可申請時に提出したものを添付すること。
	F	排水計画平面図				許可申請時に提出したものを添付すること。
	G	排水施設構造図				許可申請時に提出したものを添付すること。
その他	H	検査対象となる工事の写真				工事の過程（近景、遠景）等がわかるものを提出すること。
	I	防災計画平面図				検査時の現場状況を反映したものを提出すること。
	J	防災計画構造図				沈砂池、排水側溝等

（A／申請書鑑）「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」

【1】許可番号

【2】許可年月日

許可時の内容を記載してください。

【3】工事をしている土地の所在地及び地番欄

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 ／ GSI Maps｜国土地理院）

【4】工事施行者住所氏名欄

連絡先も合わせて記載してください。

【5】今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事

検査実施回数、特定工程の内容、当該特定工程の工事終了年月日を記載してください。

【6】今回申請以前の中間検査受検履歴

過去に中間検査を受検している場合に記載してください。検査実施回数、特定工程の内容、当該特定工程の工事終了年月日、中間検査合格証の番号および交付年月日を記載してください。

【7】今回申請以降の中間検査受検予定

中間検査の受検予定が決まっている場合に記載してください。

予定が決まっていない場合は「未定」と表記してください。

検査実施回数、特定工程の内容、当該特定工程の工事終了予定年月日を記載してください。

（B／委任状）

申請者が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（C／位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（D／造成計画平面図）
（E／造成計画断面図）
（F／排水計画平面図）
（G／排水施設構造図）

許可申請時に提出したものを添付してください。

（H／検査対象となる工事の写真）

工事の過程（近景、遠景）等がわかるものを提出してください。

（I／防災計画平面図）

検査時の現場状況を反映したものを提出してください。

（J／防災計画断面図）

沈砂池、排水側溝等を設置している場合に提出してください。

（2）　中間報告（法第 25 条）

中間報告は、法規定の中間検査以外に、施工後に確認することのできない箇所について現地立会にて施工状況の確認を行うものです。対象となるのは下記のものです。

ア　2mを超える鉄筋コンクリート造擁壁の底版、竪壁の配筋状況
イ　2mを超える間知石積擁壁及び無筋コンクリート造擁壁の根入れライン以深における施工状況

ウ　擁壁底版下の杭工事、地盤改良（浅層改良の場合は平板載荷試験による地耐力確認、柱状改良の場合は改良径、ピッチ、改良幅等のの各種寸法を確認します。）

エ　その他完了時に確認ができなくなるもので市長が必要と認めるもの

上記のア～エについて、施工が完了した段階で、市担当者に連絡の上、現地立会による確認を行います。現地においては、対象となるものの寸法、施工状況が確認できる状態にして立会を行ってください。

なお、当該報告に関しての申請書類、申請手数料はありません。

（３）　定期報告（法第 19 条）

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。

定期報告の対象となる報告事項は、報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積の高さ、面積及び土量、並びに擁壁等（鋼矢板や構台等）に関する工事の進捗状況となります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

（定期報告の対象となる規模）

定期報告の対象となる規模は下表のとおりです。

行為	対象規模
宅地造成 （法第２条、政令第３条） 特定盛土等 （法第２条、政令第３条）	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、その高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①～③を除く） ⑤上記①～④に該当しない盛土又は切土で、 盛土又は切土をする土地の面積が3000㎡を超えるもの
土石の堆積 （法第２条、政令第４条、省令第８条⑽）イ	①堆積の高さが5mを超え、かつ、堆積をする面積が1,500㎡を超えるもの ②堆積をする面積が3,000 ㎡を超えるもの

（定期報告の内容）

〇土地の形質変更（切土・盛土）に関する工事

報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施行状況

〇一時的な土石の堆積に関する工事

報告時点における土石の堆積の施行状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）

（定期報告の期間）

許可日及び前回報告日より３か月毎に報告が必要となります。

（申請書類等）

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
申請書等	A	定期報告書	
	B	委任状	工事主及び代理人共に印鑑必要
設計図書	C	位置図	
	D	（土地の形質変更） 造成計画平面図 （土石の堆積） 土石の堆積に関する計画平面図	許可申請時に提出したものを添付すること。
	E	（土地の形質変更） 造成計画断面図 （土石の堆積） 土石の堆積に関する計画断面図	許可申請時に提出したものを添付すること。
	F	排水計画平面図	許可申請時に提出したものを添付すること。
	G	排水施設構造図	許可申請時に提出したものを添付すること。
その他	H	報告時点での現況写真	報告時の現場状況がわかるもの（近景・遠景）を提出すること。
	I	防災計画平面図	報告時の現場状況を反映したものを提出すること。
	J	防災計画構造図	沈砂池、排水側溝等

〇土地の形質変更（切土・盛土）に関する工事

（A／申請書鑑）「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書」

【1】工事主住所氏名

連絡先も合わせて記載してください。

【2】工事が施行される土地の所在地

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 ／ GSI Maps｜国土地理院）

【3】工事の許可年月日及び許可番号

許可時の内容を記載してください。

【4】報告年月日

各回で報告時の年月日を記載してください。

【5】報告の時点における盛土又は切土の高さ

【6】報告の時点における盛土又は切土の面積

【7】報告の時点における盛土又は切土の土量

【8】報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

【9】床面の床掘りをしたときの状況

【10】鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況

【11】地下に埋設する集水管、暗渠(きょ)、管渠(きょ)等の配置を完了したときの状況

報告時の実情に応じて記載してください。

○一時的な土石の堆積に関する工事

（A／申請書鑑）「土石の堆積に関する工事の定期報告書」

【1】工事主住所氏名

連絡先も合わせて記載してください。

【2】工事が施行される土地の所在地

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 ／ GSI Maps｜国土地理院）

【3】工事の許可年月日及び許可番号

許可時の内容を記載してください。

【4】報告年月日

各回で報告時の年月日を記載してください。

報告の時点における土石の堆積の高さ

【5】報告の時点における土石の堆積の面積

【6】報告の時点における土石の堆積の土量

【7】前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【8】地下に埋設する集水管、暗渠(きょ)、管渠(きょ)等の配置を完了したときの状況

報告時の実情に応じて記載してください。

（B／委任状）
申請者が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（C／位置図）
縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（D／造成計画平面図又は土石の堆積に関する計画平面図）
（E／造成計画断面図又は土石の堆積に関する計画断面図）
（F／排水計画平面図）
（G／排水施設構造図）
許可申請時に提出したものを添付してください。

（H／報告時点での現況写真）
報告時点での現場状況（近景、遠景）等がわかるものを提出してください。

（I／防災計画平面図）
報告時の現場状況を反映したものを提出してください。

（J／防災計画断面図）
沈砂池、排水側溝等を設置している場合に提出してください。

（4）　完了検査等
当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査を実施します。
検査の結果、技術基準に適合していると認められた場合は、検査済証が交付されます。
なお、不合格の場合は、工事の手直し等を命じられます。
工事が完了した日から 4 日以内に検査を申請してください。また、検査日の調整や申請書類の内容確認等が必要となるため、検査を希望される日の 1 週間前を目安に申請してください。
※許可申請時の内容から変更がある場合は変更許可申請が必要となる場合があります（完了検査申請の受付ができない場合があります）。計画内容に変更が生じている場合は事前に担当者へ確認してください。

（申請書類等）

〇土地の形質変更（切土・盛土）に関する工事

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
申請書等	A	完了検査申請書	
	B	許可通知書・申請書等の写し	変更関連書類（変更許可、変更届、建築承認等）、中間検査及び定期報告等の写しも添付すること。
	C	委任状	工事主及び代理人共に印鑑必要
	D	新旧地番対照表	申請にかかる地番の分合筆があった場合に提出
	E	土地の全部事項証明	受付日前３か月以内のもの
	F	地籍図（公図）	受付日前３か月以内のもの

（A／申請書鑑）「宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了検査申請書」

【1】工事完了年月日

実際に工事が完了した日付を記載してください。

【2】許可番号

【3】許可年月日

許可時の番号及び許可年月日を記載してください。

【4】工事をした土地の所在地及び地番

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 / GSI Maps｜国土地理院）

※地番の分合筆により許可時の地番が変更されている場合は、「旧地番」、「新地番」双方を記載し、別添の新旧地番対象表と整合してください。

【5】工事施行者住所氏名

連絡先も合わせて記載してください。

（B／許可通知書・申請書等の写し）

許可通知書及び許可申請書（副本）の写しを添付してください。

変更許可等の手続（変更許可申請、変更届、同時着工承認）や中間検査、定期報告の手続を取っている場合は、それぞれの許可書等の写しも添付してください。

（C／委任状）

申請者が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（D／新旧地番対象表）

旧地番と新地番について分合筆の内容が分かるように作成してください。

地番の分合筆がない場合には提出は不要です。様式は定めておりませんので、任意の書式で作成してください。

（E／土地の全部事項証明）

（F／地籍図（公図））

申請に係る地番について提出してください。完了検査申請受付日より、3か月以内のものを提出してください。また、原本を添付してください。

※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
設計図書	G	位置図	
	H	現況図	
	I	造成計画平面図	しゅん工図を添付のこと
	J	造成計画断面図	しゅん工図を添付のこと
	K	地盤改良計画平面図・断面図	しゅん工図を添付のこと
	L	排水計画平面図	しゅん工図を添付のこと
	M	擁壁の構造図等	しゅん工図を添付のこと
	N	崖面崩壊防止施設の構造図等	しゅん工図を添付のこと
	O	崖面・法面の断面図	しゅん工図を添付のこと
	P	排水施設構造図	しゅん工図を添付のこと

（G／位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（H／現況図）

許可申請時に添付したものを提出してください。

（I／造成計画平面図）
（J／造成計画断面図）
（K／地盤改良計画平面図）
（L／排水計画平面図）
（M／擁壁の構造図等）
（N／崖面崩壊防止施設の構造図等）
（O／崖面・法面の断面図）
（P／排水施設構造図）

しゅん工図を添付してください。

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
その他	Q	宅地造成又は特定盛土等に関する概要書	別紙見本参照のこと
	R	工事施行状況報告書	別紙見本参照のこと
	S	指示のあった試験報告書等	コンクリート強度試験（４週／打設日毎、150㎥毎） 鉄筋強度試験報告書（ミルシート）等
	T	工事写真	着工前、完了時の全景写真及び各種工程がわかるもの等

（Q／宅地造成又は特定盛土等に関する概要書）

本市様式に必要事項を記載の上作成してください。

擁壁のタイプが多い等、様式の範囲内では記載内容が収まらない、文字等が読めないような場合には「別紙」と記載し、別途図面を添付すること。

※「工事施行状況報告書作成要領」参照。

（R／工事施行状況報告書）

各種工事工程毎、擁壁等種別毎の工程内容が分かるように作成してください。

※「工事施行状況報告書作成要領」参照。

（S／指示のあった試験報告書等）

コンクリート強度試験（４週）、鉄筋強度試験報告書（ミルシート）等、許可時に交付する指示事項にて指示のあった各種書類を提出してください。

（T／工事写真）

各種工事工程毎、擁壁等種別毎に近景、遠景にて撮影した写真を提出してください。

※着手前の写真も提出すること。

（検査時に確認する主な項目）

擁壁の出来高、排水施設（擁壁の水抜き穴からの排水）の施工状況、事業区域内の造成（盛土、切土）の施工状況等について、図面との整合性を確認します。

〇一時的な土石の堆積に関する工事

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
申請書等	A	確認申請書	
	B	許可通知書・申請書等の写し	変更関連書類（変更許可、変更届等）及び定期報告等の写しも添付すること。
	C	委任状	工事主及び代理人共に印鑑必要
	D	新旧地番対照表	申請にかかる地番の分合筆があった場合に提出
	E	土地の全部事項証明	受付日前３か月以内のもの
	F	地籍図（公図）	受付日前３か月以内のもの

（A／申請書鑑）「土石の堆積に関する工事の確認申請書.」

【1】工事完了年月日

実際に工事が完了した日付を記載してください。

【2】許可番号

【3】許可年月日

許可時の番号及び許可年月日を記載してください。

【4】工事をした土地の所在地及び地番

土地登記簿に記載の地番を記入してください。

代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位までを記入してください。※緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。（リンク： 地理院地図 / GSI Maps｜国土地理院）

※地番の分合筆により許可時の地番が変更されている場合は、「旧地番」、「新地番」双方を記載し、別添の新旧地番対象表と整合してください。

【5】工事施行者住所氏名
　連絡先も合わせて記載してください。

（B／許可通知書・申請書等の写し）
許可通知書及び許可申請書（副本）の写しを添付してください。
変更許可等の手続（変更許可申請、変更届等）や定期報告の手続を取っている場合は、それぞれの許可書等の写しも添付してください。

（C／委任状）
申請者が、申請書の提出、訂正及び許可書の受領を代理人に委任する場合に添付してください。代理人の印は、訂正・受領等に持ち出せる印鑑を使用してください。

（D／新旧地番対象表）
旧地番と新地番について分合筆の内容が分かるように作成してください。
地番の分合筆がない場合には提出は不要です。様式は定めておりませんので、任意の書式で作成してください。

（E／土地の全部事項証明）
（F／地籍図（公図））
申請に係る地番について提出してください。完了検査申請受付日より、3か月以内のものを提出してください。また、原本を添付してください。
※インターネット上で確認できる登記情報提供サービスを印刷したものは不可。

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
設計図書	G	位置図	
	H	現況図	
	I	土石の堆積に関する計画平面図	しゅん工図を添付のこと
	J	土石の堆積に関する計画断面図	しゅん工図を添付のこと
	K	排水計画平面図	しゅん工図を添付のこと
	L	土砂流出防止等の措置に関する施設の構造図等	しゅん工図を添付のこと
	M	排水施設構造図	しゅん工図を添付のこと

（G／位置図）

縮尺等の指定はしておりませんが白地図等で 1/2500 程度を目安とし、事業区域の位置や周辺状況がわかるよう作成してください。

（H／現況図）

許可申請時に添付したものを提出してください。

（I／土石の堆積に関する計画平面図）
（J／土石の堆積に関する計画断面図）
（K／排水計画平面図）
（L／土砂流出防止等の措置に関する施設の構造図等）
（M／排水施設構造図）

しゅん工図を添付してください。

	記号	書類名称	備考（審査項目等）
	N	工事施行状況報告書	別紙見本参照のこと
	O	工事写真	着工前、完了時の全景写真及び各種工程がわかるもの等

（N／工事施行状況報告書）
各種工事の工程内容が分かるように作成してください。
※「工事施行状況報告書作成要領」参照。

（T／工事写真）
各種工事工程毎に近景、遠景にて撮影した写真を提出してください。
※着手前の写真も提出すること。

（検査時に確認する主な項目）
一時的に堆積した土石が除却されていることを確認します。

（５）　変更手続等
許可申請時の内容から設計等の内容に変更が生じた場合には、法第１６条第１項の規定により、変更許可申請等の手続きが必要です。

〇変更許可
提出部数は正副２部とし、その他必要書類を添付の上、申請をしてください。
※変更に関する図面を変更前、変更後で添付の上、変更前の図面にて赤囲い等により、変更箇所がわかるように作成してください。

〇変更届（軽微な変更）
軽微な変更に該当する事項は下記のとおりです。
・造成主、設計者又は工事施行者の変更
・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
提出部数は正副２部とし、その他必要書類を添付の上、申請をしてください。

９　監督処分等について
宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事が、上記の手続きをとらないで行われた場合、又は技術基準に適合しない場合は
〇工事の施行停止
〇工事のやり直し
〇宅地の使用が制限または禁止
上記のような措置がとられるほか、刑罰を科されることがありますので、十分注意して下さい。

10　関係法令との関係について

（１）　建築基準法

〇工作物の確認申請

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請を行う場合は、建築基準法による擁壁(工作物)の確認申請は必要ありません。

〇建築物の確認申請

事前協議通知後、経由裏書きの上、従来どおり必要です。宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を行って建築される場合は宅地造成等規制法に基づく完了届提出後、完了検査済証の交付を受けてからでないと経由裏書きが出来ません。

（注：確認申請書に検査済証の写しを添付すること。）

〇位置指定道路の指定、変更、廃止申請

位置指定道路の築造等と合わせて宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可が必要な場合は、事前協議通知後、双方の申請を行ってください。

なお、道路の位置の指定は法第 17 条第２項の検査済証の交付後に行います。

（２）　都市計画法

都市計画法に基づく開発行為の許可申請を行う場合は、宅地造成又は特定盛土等の工事の許可申請(併願)は必要ありません。開発行為の許可申請の中で審査することになります。

（３）　その他の法律

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可のほか、他の関係法令の許可・承認を必要とする場合は必ず併せて許可・承認を受けてください。

（例）

・農地法：形質の変更、転用届

・森林法

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律：産業廃棄物の処理・処分等に係る申請